

第23回シニア健康スポーツ

フェスティバルTOKYO

参加者募集のお知らせ

東京都では、東京都体育協会と共催で、スポーツや健康づくり活動を通してシニア世代の社会参加や仲間づくり、世代間交流を進めるため、毎年「シニア健康スポーツフェスティバルTOKYO」を開催しています。

明るく活力のある長寿社会づくりとシニア世代のスポーツ振興となるよう、ぜひご参加ください。参加を希望される方は、所定の申込書にご記入のうえ、公益財団法人東京都体育協会へ直接お申込みください。

〔開催期間〕 10月6日(土)～11月23日(金・祝)

*会場、日程は各種目により異なります。また、参加者数により日程が変更となる場合があります。

シニア健康スポーツ
各種医療費助成

心身障害者医療費助成制度

(マル障)の制度改正

■8月1日から 一部の方の負担上限額が変更
高齢者の医療の確保に
関する法律の改正に伴い、この8月1日からマル障受給者証をお持ちの住民税課税者(負担者番号が80136から始まる受給者証)の方の負担上限額が変わります。

	自己負担割合	負担上限額
外来	医療費の1割 *変更なし	月額 14,000 円 年額 144,000 円
入院	医療費の1割 *変更なし	月額 57,600 円 【*】

【*】 過去 12 か月以内に 3 回以上上限額に達した場合は、4 回目から上限額が 44,400 円に下がります。

なお、住民税非課税者(負担者番号が80137から始まる受給者証)の方については変更ありません。

■来年1月から 精神障害者保健福祉手帳1級の方はマル障の対象に
事前受付は、11月1日から開始する予定です。

ただし、所得制限基準額を超える方、生活保護受給中の方等は対象外となります。

また、65歳になる前までに申請しなかった方も対象外となりますが、経過措置として、手帳交付日が12月31日以前でかつ有効期限のある精神保健福祉手帳1級をお持ちの方は、来年6月30日までの間に限り、65歳以上でも申請ができます。

※東京都福祉保健局保健政策部医療助成課
☎03(5320) 4571

大気汚染医療費助成制度 ～医療券(気管支せん息)の更新を忘れずに～

都内に1年(3歳未満は6か月)以上在住の18歳未満で気管支せん息などに罹患しているなど、要件を満たす方に対して、認定疾病に係る医療費(保険適用後の自己負担分)を助成しています。

有効期間満了後も、引き続き助成を受けるためには、更新手続きが必要です。

生年月日が平成9年4月1日以前で有効期間内の医療券をお持ちの方は、有効期間満了までに更新手続きを行わない場合、資格喪失となり、再度認定を受ける必要があります。

※このページの内容について問い合わせは、福祉保健課 ☎8312777